

南島原市文化団体育成支援事業補助金交付要綱

平成20年4月1日告示第32号

南島原市文化団体育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市の文化団体及び個人が郷土芸能発表会等大会に出場する経費を援助するため、予算の定めるところにより、南島原市文化団体育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる大会は、次に掲げる大会とする。

- (1) 小・中学生においては県大会以上、高校生及び一般においては九州大会以上の大会であって、予選会を経て代表として出場するもの
- (2) その他市長が特に必要と認める大会

2 補助の対象者は、前項に規定する大会に出場する団体及び個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の学校に在籍する者及びその指導者
- (2) 市内に住所を有する者で市外の学校に在籍する者及びその指導者
- (3) 市内の団体及び市内の団体に所属する者
- (4) 市内に住所を有する者で市外の団体に所属するもの
- (5) その他市長が特に必要と認める団体及び個人

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市文化団体育成支援事業補助金事業計画書(様式第1号)
- (2) 南島原市文化団体育成支援事業補助金収支予算書(様式第2号)

2 規則第4条の市長が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。

(実績報告)

第5条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

- (1) 南島原市文化団体育成支援事業補助金収支精算書(様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市文化団体育成支援事業補助金交付概算払請求書(様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助額
出場する団体及び個人の移動に要する交通費及び宿泊費	補助対象経費の10分の10以内で、次に掲げる額を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額。ただし、島原半島内で開催される大会にあっては、1人当たり2,000円を限度とする。 (1) 県大会 1人当たり5,000円 (2) 九州大会 1人当たり10,000円 (3) 西日本大会 1人当たり15,000円 (4) 全国大会 1人当たり20,000円
出場の際に生じる道具輸送に要する経費	補助対象経費の2分の1以内で、予算の範囲内で市長が定める額

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）